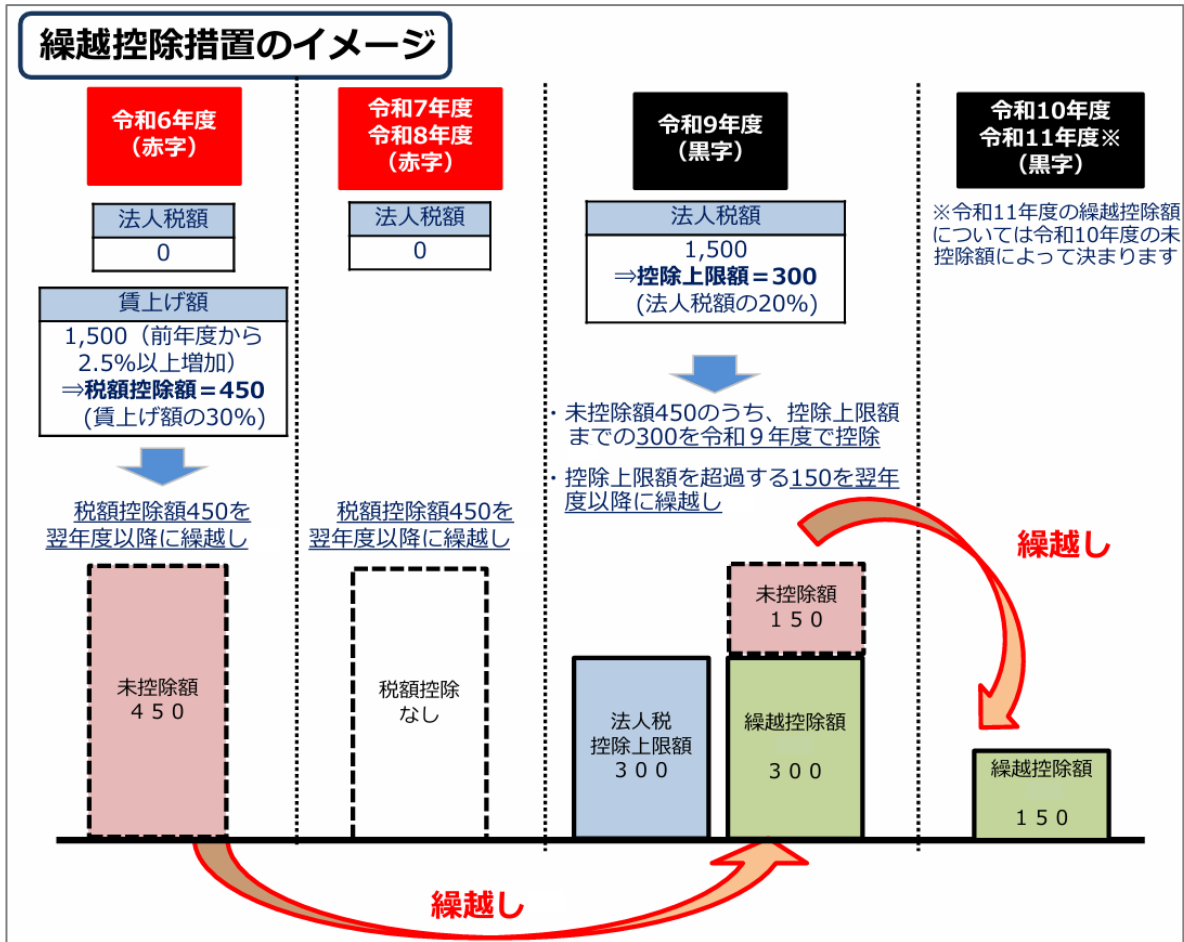


中小企業は繰り越しができます！

今まで、この税制は「每期リセットされる」イメージでした。
令和6年4月1日以降に開始する期では（これから決算となる3月決算法人から）、
控除できる額を5年間持って行けることになります。



中小企業庁「中小企業向け 賃上げ促進税制ご利用ガイドブック-令和6年4月1日以降開始の事業年度用- (令和6年9月20日更新版)」より抜粋

事務所こらむ

生成AIを使ってみました

こちらは ⇒
「生成AIのイメージイラスト」
と入力して生成されたものです



「生成AI」に関する話題をよく耳にするようになりました。AIの普及により、「なくなる仕事」として、私たちの仕事は挙げられることも多いです。現場の感覚としては「全てはムリかな？」と感じていますが、興味半分で「ちょっと使ってみたい！」とも思ってしまいます。最近では「Google Gemini」を目にしたので、試しに今月の本紙の内容を入れてみました。

[中小企業向け「賃上げ促進税制」の内容を説明して]

本当に、数十秒で「具体的な制度の内容」「制度のメリット」「注意点」などが表示されました。恐ろしいです…。ただ、よく見ると「一定の割合で給与を増やす必要」「一定の要件を満たす必要」などと、使える情報かという微妙なところ。そして、ややびっくりしたのがこちら。⇒ AIも私たちの存在を認めてくれている!? いえ、欲しい答えを引き出す、使う側のスキルが必要なのかもしれません…。

制度を活用する際のポイント

- ・ **税理士への相談:** 制度の具体的な内容や、自社への適用について、税理士に相談することがおすすめです。

ご自身の企業に当てはめて制度を活用できるよう、税理士など専門家にご相談することをおすすめします。